平成２３年（フ）第３７７号
大阪市阿倍野区松崎町２丁目９番46号　オーナーズマンション松崎町202号
債務者　上村政弘こと　玄　　政弘
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３８０号
大阪府大東市川中新町20番501号
債務者　今中　千惠
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４３１号
大阪府門真市島頭１丁目６番５号
債務者　藤田　　悟
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４３２号
大阪市此花区島屋６丁目２番100―802号
債務者　藤田　勝俊
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４５２号
大阪府寝屋川市大利町３番17号
債務者　林　有希子（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４６８号
大阪府東大阪市鴻池町１丁目16番９―405号
債務者　北川　信子
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７５号
大阪市鶴見区今津南１丁目６番19―102号
債務者　石井　智子
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７７号
大阪市平野区加美北７丁目１番30号、住民票上の住所大阪市都島区高倉町３丁目１番17号たちばな荘１号
債務者　磯野あけみ
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７８号
大阪府高槻市高槻町２番18号
債務者　草谷　和美
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８７号
大阪府枚方市北楠葉町２番17号
債務者　松室　一織（旧姓奥村）
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６６４号
千葉市若葉区原町792番地１　ラフィネ西都賀306号
債務者　佐藤まゆみ
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２６５号
千葉県山武郡横芝光町木戸台1250番地、住民票上の住所千葉県成田市名古屋587番地
債務者　永藤　　潔
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第２８４号
千葉県銚子市東小川町2336番地
債務者　高木　伸之（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第５２号
千葉県香取市長岡552番地１
債務者　細野　広一
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後２時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２２年（フ）第５３号
千葉県香取市長岡552番地１
債務者　細野　知美
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後２時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２３年（フ）第２４号
長野県東筑摩郡山形村7073番地13
債務者　井上　小幸
1　決定年月日時　平成23年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第５５８号
静岡県伊豆市徳永240番地の30
債務者　西村　　勝
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係